



2025 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ウ ィ ザ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 生 駒 富 男
(コード：東証スタンダード市場・9696)

問 合 せ 先 常務取締役 統括支援本部長 赤 川 琢 志
電 話 番 号 06-6264-4202

会 社 名 株 式 会 社 N S S K - J 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 津 坂 純

(訂正) 株式会社NSSK-J1による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社 NSSK-J1 は、株式会社ウィザスの株券等に対する公開買付けに関する 2025 年 6 月 10 日付公開買付届出書 (2025 年 6 月 13 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。) について、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 6 月 19 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 6 月 10 日付「公開買付開始公告」(2025 年 6 月 13 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 NSSK-J1 (公開買付者) が、株式会社ウィザス (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 6 月 19 日付「(訂正) 株式会社ウィザス (証券コード：9696) の株券等に対する公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N S S K - J 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 津 坂 純

(訂正) 株式会社ウィザス (証券コード: 9696) の株券等に対する
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

2025 年 6 月 9 日公表のとおり、株式会社 NSSK-J1 (以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社ウィザス (以下「対象者」といいます。) の株券等に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を 2025 年 6 月 10 日より開始しております。

今般、公開買付者は、公正取引委員会から 2025 年 6 月 18 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領し、同日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付者が、2025 年 6 月 10 日付で関東財務局長に提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書 (2025 年 6 月 13 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。) 及びその添付書類である 2025 年 6 月 10 日付「公開買付開始公告」 (2025 年 6 月 13 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下「本公開買付開始公告」といいます。) の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 6 月 19 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

訂正箇所には下線を付しております。

記

本公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、2025 年 3 月 31 日を基準日とする対象者株式 1 株当たり 40 円 (注 1) の剰余金の配当とは別に、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当 (株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額 (482,000 千円 (注 2)) 未満であると見込まれるものを除きます。) を行うことについての決定をした場合 (具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。) 又は当該剰余金の配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議されることが決定された場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得 (株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額 (482,000 千円) 未満であると見込まれるものを除きます。) を行うことについての決定をした場合をいいます (注 3)。対象者の最近事業年度における単体の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額以上に相当する金額の剰余金配当又は自己株式の取得が決定された場合、対象者の現金が大量に社外に流出することとなり、公開買付者が本公開買付けの開始を決定する際に前提とした対象者の資産価値が著しく毀損することとなるため、

上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、2025年3月31日を基準日とする対象者株式1株当たり40円（注1）の剰余金の配当とは別に、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（482,000千円（注2））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は当該剰余金の配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議されることが決定された場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（482,000千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます（注3）。対象者の最近事業年度における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額以上に相当する金額の剰余金配当又は自己株式の取得が決定された場合、対象者の現金が大量に社外に流出することとなり、公開買付者が本公開買付けの開始を決定する際に前提とした対象者の資産価値が著しく毀損することとなるため、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースに記載されている情報には、公開買付者、対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者が現時点で把握可能な情報から判断した公開買付者の現時点における見通しに基づくものであり、実際の結果は、多様なリスクや不確実性により、公開買付者の見通しとは大きく異なる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。